

議案第8号

基山町国民健康保険条例の一部改正について

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

基山町国民健康保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条中「国民健康保険運営協議会」の次に「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（被保険者とししない者）

第2条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第3条第4号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第8条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分

を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第8条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第37条中「法」を「国民健康保険法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に国民健康保険運営協議会の委員である者は、この条例による改正後の第2条に規定する国民健康保険運営協議会の委員とみなす。

(適用区分)

3 改正後の基山町国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正され、国民健康保険税の課税額が国民健康保険事業費納付金を県に納付する費用や保健事業等に充てることとされたこと、また、県内事務の統一事項として児童福祉施設等に入所中で扶養義務者のいない児童を被保険者としめない旨を規定するため、基山町国民健康保険条例を改正する必要がある。

平成30年3月15日原案可決